○五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3　共済事業を行う組合又は共済代理店は、契約締結前交付書面には、第四十七条第一項第一号に掲げる事項及び法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三○五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

様式第34

表　［略］
裏　［略］

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。

備考　表中の［　］は注記である。

○五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3　共済事業を行う組合又は共済代理店は、契約締結前交付書面には、第四十七条第一項第一号に掲げる事項及び法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三○五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

様式第34

表　［略］
裏　［略］

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○内閣府　財務省　経済産業省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省経済産業省第一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項及び第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙様式第一号から別紙様式第四号まで及び別紙様式第十一号から別紙様式第十五号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○内閣府　厚生労働省令第四号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　根本　匠

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成二十一年内閣府厚生労働省第七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「日本工業規格」を削る。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第十九号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

総務大臣　石田　真敏

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令

（公職選挙法施行規則の一部改正）

第一条　公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第十三号様式の九中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第十三号様式の九の二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第十三号様式の十八中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（放送法施行規則の一部改正）

第二条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第百七十五条の二第六項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第一号、別表第七の一号から第七の三号まで、別表第九号、別表第十一号から別表第十七号まで、別表第十九号、別表第二十一号の二から別表第二十一号の三まで、別表第二十一号の五から別表第二十二号まで、別表第二十四号から別表第二十六号まで、別表第二十八号から別表第三十六号まで、別表第三十八号から別表第四十六号まで、別表第四十八号から別表第五十一号まで及び別表第五十三号から別表第六十七号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電波法施行規則の一部改正）

第三条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の四中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第一号、別表第一号の二、別表第二号の二の四、別表第二号の二の五、別表第二号の六から別表第四号の二まで、別表第五号の二から別表第五号の四まで、別表第五号の七、別表第九号、別表第十一号から別表第十二号の四まで、別表第十四号の三及び別表第十五号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第四条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号から別表第十二号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。